

児童手当現況届の提出はお済みですか？

児童手当現況届について、受給者あてに書類を郵送しておりますが、提出はお済みでしょうか。

現況届は令和2年分の所得および6月1日の世帯状況を確認し、引き続き児童手当を受給する要件を満たしているかどうかを確認するための大切な届出です。

現況届を提出していない場合は、6月分以降の児童

手当が受けられなくなります。

書類とあわせてお送りした返信用封筒をご利用いただき、速やかにご提出をお願いします。

なお、村から児童手当を受給されている方で現況届がご自宅に届いていない方は、子育て支援課まで問い合わせください。

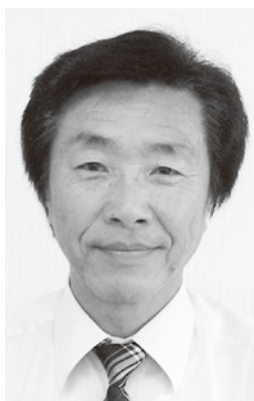
〈問い合わせ〉子育て支援課 TEL(67) 2715

行政相談委員にご相談ください

〈南阿蘇村担当の行政相談委員です〉



こうぞ きのり
興梧 公憲さん
(南阿蘇村大字白川)



はら だ まさあき
原田 正昭さん
(南阿蘇村大字久石)



ごう すみお
郷 澄雄さん
(南阿蘇村大字立野)

〈行政相談委員の業務〉

行政相談委員は、市区町村の協力を得て、役場などで相談所を開設して行政に関する相談を受け付けたり、懇談会を開催して地域住民から行政に関する相談や要望をお聞きしたり、小学校や中学校で行政相談出前教室を開催するといった活動をしています。

行政相談や行政相談委員について、ご不明な点は、熊本行政評価事務所までお問い合わせください。

総務省 熊本行政評価事務所
住所：熊本市西区春日2-10-1
TEL096 (324) 1662

空き家を活用した移住者向け住宅の入居者を募集します

村では、高齢化や少子化などで人口が減少していることから、その対策と対応が課題となっています。

そこで、良好な集落機能の維持と活力の向上を図り、地域の活性化へ繋げるため、久木野地区の空き家をリフォームし、移住や定住を希望されている世帯に賃貸住宅として貸し出します。

住宅の名称	所在地	構造	延べ床面積	家賃(月額)
第5駐在区住宅	南阿蘇村河陰	木造	123.12㎡	43,000円

※敷金は家賃の3カ月分

入居資格

- 南阿蘇村へこれから転入する世帯または南阿蘇村に転入して1年以内の世帯
- 南阿蘇村および地元行政区、集落行事、活動などに積極的に参加し、地域住民と協調できる世帯
- 空き家住宅を良好に管理し、近隣住民および地域に迷惑をかけることがない世帯
- 税などの滞納がなく、家賃や維持管理費の支払いがおこなえる安定した収入がある世帯

入居希望者は、「空き家住宅入居申込書」に必要書類を添えて、9月30日(木)までに、南阿蘇村定住促進課へ提出してください。

なお、郵送の場合は9月30日(木)まで消印のものを有効とします。

〈問い合わせ〉定住促進課 TEL(67) 2705